

提 言 書

静岡県人権啓発センターの
今後のあり方について

平成19年12月26日

静岡県人権会議

目 次

はじめに	1
1 提言にあたって	2
2 啓発の基本理念	2
3 機能の拡充強化策 ―具体的な拡充方策―	
(1) 中央センター機能の充実	3
(2) ネットワーク機能の充実	4
(3) 人権啓発機能の充実	4
(4) 人権問題の調査・研究機能の充実	6
(5) 県民の自発的な人権啓発・学習意欲への支援機能の充実	6
(6) 人権相談機能の充実	6
(7) 人権救済機関への取次ぎ	7
4 運営の工夫 ―具体的な工夫策―	
(1) 人権会議への報告、意見の反映	7
(2) 県民意見の反映	7
(3) 人権啓発センターの積極的なPR	7
(4) 立地条件の活用	8
5 その他 ―将来的な検討課題―	
(1) 人権教育との連携強化体制の検討	8
(2) 人権救済制度の検討	8
おわりに	9

はじめに

現代社会は、個人の価値観が多様化しているとともに、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさをはぐくむことに関心を持たない風潮や、他人を思いやる気持ちや地域社会における人と人とのつながりが希薄化している傾向が見受けられます。また、少子、高齢社会が本格化し、国際化や情報化（IT化）がますます進展するなど、県民を取り巻く社会環境も大きく変化しています。

このような環境変化の中、人権をめぐる問題も、ドメスティック・バイオレンス、セクハラ、児童虐待、いじめ、高齢者虐待の増加や外国人への偏見や疎外、インターネット掲示板での差別書き込み、個人情報流出等、日々変化するとともに複雑、多様化しており、その対応が差し迫った課題と思われまます。

静岡県人権啓発センターは、県民の人権意識高揚のための拠点として平成9年に開設され10年が経過しましたが、入所している静岡県総合社会福祉会館の改修工事に伴い、本年度中にリニューアル・オープンすると伺っております。

そこで、静岡県人権会議では、このリニューアル・オープンに合わせて、日々変化し、複雑・多様化している人権問題や県民の期待に的確に対応できる新しい人権啓発センターのあり方について検討を重ねてきましたが、この度、別添のとおり取りまとめたので提言いたします。

静岡県知事 石川 嘉延 様

平成19年12月26日

静岡県人権会議 会長 根本 猛

1 提言にあたってーセンターのあり方及び機能充実の基本理念ー

当人権会議では、今後の人権啓発センターのあり方や機能充実に関して、これまでの審議の結果等を踏まえ、以下のとおり提言の内容をとりまとめました。

今後の人権啓発センターは、「人権の尊重」に対する社会的な関心の高まりや県民、企業、団体、市町行政等のニーズに的確に対応し、本県の歴史や特性を踏まえた、広く県民に開かれたセンターであることを基本理念に、

- ① 「人権」について、「**知りたい**」という期待に応え、学ぶ楽しさや分かる喜びを求めて人が集まる啓発活動や研修活動の推進
- ② 「人権」について、意識や仲間を「**拡めたい**」という期待に応え、温もりと心の豊かさを県民に普及する啓発ノウハウを求めて人が集まる調査研究活動や交流・連携活動の推進
- ③ 「人権」について、「**相談したい**」という期待に応え、気軽に、安心して相談できる場所を求めて人が集まる相談活動の推進
- ④ 「人権」について、「**解決したい**」という期待に応え、個別の人権課題に関する制度や対策などの情報提供活動及び相談支援活動の推進

という4つの基本コンセプトに集約される活動機能の中核において、基本的な機能の拡充を行うことが必要です。

2 啓発の基本理念ー啓発活動の方向性ー

(1) 多様な価値観・県民ニーズに応じた親しみやすく、わかりやすい啓発活動

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」などでは、県民の人権問題についての様々な意識の違いや課題が明らかにされています。人権啓発センターにおける啓発活動の実施にあたっては、県民一人ひとりの意識やニーズの違いを十分に踏まえて、当事者の参加を得ながら、人と人のふれあいが深まるような、親しみやすく、わかりやすい啓発活動を実施していくことが

望まれます。

(2) 人権文化の創造を目指した啓発活動

人権文化とは「一人ひとりが日常生活の中で、お互いの人権を理解し、尊重し合うことを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのもの」をいいます。人権啓発センターにおいては、このような人権文化の創造を目指して、学んだことが知識として理解されるだけにとどまらず、日常の生活や実際の行動に結びつくものになるように、参加・体験型学習等の手法を取り入れた啓発活動を展開していくことが望まれます。

(3) 本県の特性を踏まえた啓発活動

人権問題には、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、同和問題など、様々な分野があります。

そういった分野の中で、例えば、本県は外国人が多い都道府県のひとつと数えられるほど、県内に暮らす外国人は急激に増加しています。それに伴い、外国人の排除や外国人児童の不就学などの人権問題が発生しています。

このように、個別の人権課題の中には他県ではあまり見られない本県特有の事情が存在している分野もあることから、人権啓発センターの啓発活動にあたっては、そのような特性を考慮して進めていくことが望まれます。

(4) マスメディアやインターネットを積極的に活用した啓発活動

人権啓発センターにおける啓発活動にあたっては、より多くの県民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるために、新聞やテレビ、ラジオ等のマスメディアを積極的に活用することが望まれます。

また、近年、情報伝達の媒体として急速に進歩し、県民に普及しているインターネットについても、県民が必要としている情報に容易に接し、活用することができることから、その活用を積極的に進めていくことが望まれます。

3 機能の拡充強化策－具体的な拡充方策－

(1) 中央センター機能（アドバイザー機能・コーディネーター機能）の充実 ア 市町における人権啓発体制整備の働きかけ

人権問題は日常的な市民生活に直結しており、地域性もあることから、市町における人権啓発や人権相談を行う体制を今以上に整備するよう、人

権啓発センターから働きかける必要があります。

また、市町が人権啓発体制を整備するにあたり、人権啓発センターは助言等の支援を行うことが望まれます。

イ 中央センターとしての役割

人権啓発センターは、人権に関する県内における中央センターとして、広域的啓発や調査・研究、指導者養成、総合相談窓口を中心とした活動を行うとともに、市町等が実施する啓発・相談活動に関するアドバイザー機能や、国・市町・民間団体・県民・企業等との間をつなぐコーディネーター機能を発揮することが望まれます。

(2) ネットワーク機能の充実—人権ネットワーク「人権の環」の構築—

人権啓発センターが、国、市町、民間人権団体、県民、企業等と交流会議等を開催して、ネットワークを構築する橋渡しの役割を担うことにより、県内における「人権の環」の中心的存在となることが望まれます。

さらに、県民や民間の人権関係団体の情報交換の場、交流の場、ネットワーク構築の場としてセンターが活用できるよう、人権啓発センター内に情報交換・交流スペースを確保することが望まれます。

(3) 人権啓発機能の充実

ア 科学的な分析・戦略的な啓発

人権啓発センターにおける啓発活動を行うにあたっては、5年ごとに実施している人権問題に関する県民意識調査結果や他団体の調査・研究成果、日々の新聞報道等を科学的に分析することが必要です。また、日々の人権相談活動を通じてどのような人権問題が発生しているのかが明らかになると同時に、啓発の課題も見えてくるはずです。

そうした科学的な分析によって、啓発する必要がある主体や分野を明確にし、毎年度、啓発対象者、啓発手法等を定めて、重点的に啓発することが必要です。

イ 関係機関との連携・協働の強化による広域的啓発、地域啓発指導

人権啓発センターにおける啓発活動の展開にあたっては、国(法務局)、市町、人権会議、民間人権関係団体と連携・協働した広域的な啓発活動の機会を増加させることが望まれます。

また、地域における人権啓発・教育活動を活発化させるため、市町が実施する啓発事業に対して助成する県単独交付金(交付率:1/2)の積極的な活用のPRや指導者の紹介等、市町の取り組みに対する支援策を強化することが必要です。

さらに、県単独交付金の対象に民間人権関係団体の取り組みを加えること等によって、民間人権関係団体に対して支援を行うとともに、連携、協働した啓発活動の機会を増加させることも望まれます。

ウ 県民参加型啓発事業の展開

たとえば人権写真コンクール等の、県民全体が参加でき、人権について考える機会となるような啓発事業を検討し、実施することが望まれます。

エ 人権啓発指導者の活用

指導者養成講座修了者の指導者としての活動状況を調査し、地域や自治会等での自発的な啓発活動を要請することが必要です。

また、指導者養成講座修了者を、市町が実施する啓発活動の指導者として活躍してもらえるよう、地域人権啓発指導者としてリスト化して各市町に配布することが望まれます。

オ 出前人権講座利用者の新規開拓

県や市町の教育委員会や商工会議所、商工会等と連携して、各学校や企業、事業所等に対してダイレクトメールの送付等を行うなど、積極的にPRして、出前人権講座の利用者の新規開拓を図る必要があります。

カ 啓発研修支援ソフトの充実・活用

新しい人権問題を内容とする、又は問題提起型の貸出し用ビデオ・DVDや図書の蔵書数を計画的に増加させる必要があります。

また、啓発パネルを増加させるとともに、貸出しも可能とする必要があります。

さらに、人権啓発センター内の展示スペースだけでなく、会館内のイベント広場や展示スペース、会議室を活用して、パネル展示やビデオ上映会を定期的実施することが望まれます。

教育委員会と連携して、絵本や副読本等の幼児・児童・生徒向け啓発資料・教材を開発することが望まれます。

また、提供可能な啓発資料等をホームページに掲載して、希望する者・団体に配布し、県民や団体が実施する研修会・勉強会等における教材・資料として活用してもらうことが必要です。

キ 学校教育との連携強化

県民が人権意識・人権感覚を身に付けるためには、学齢期からの人権啓発・教育が必要です。

そうしたことから、学校の授業において定例的に人権教育が実施されるよう、人権啓発センターから教育委員会や学校に働きかけて、人権啓発指導員による講話やビデオ・図書等の貸出し等の支援を行うことが必要です。

また、学校での人権教育をより充実したものとするため、補完的な活動を人権啓発センターで実施することも必要です。

(4) 人権問題の調査・研究機能の充実

調査・研究活動は人権啓発センターの啓発・研修活動をより充実させていくための基礎となるものであり、一体的に進めるものであるため、県民意識調査結果や人権相談内容等の分析や研修プログラムの研究等を行うことが必要です。

また、日々変化し、多様化している人権問題の情報を新聞記事や文献等によって収集・整理し、分析・研究することが必要です。分析・研究にあたっては、(財)人権教育啓発推進センターをはじめ、学識経験者、大学等の研究機関、民間活動団体等が保有する情報を活用させてもらえるよう連携を図ることも必要です。

(5) 県民の自発的な人権啓発・学習意欲への支援機能の充実

ア 開架資料の充実

新聞記事や他都道府県・市町村等の作成資料を積極的に収集し、人権啓発センター内の調査・閲覧コーナーに開架しておくことが必要です。

また、収集した資料は、利用者がいつでもすぐに必要な情報を入手できるように、分野別に整理しておくことが必要です。

イ ホームページの充実

人権啓発センターに来なくてもホームページから必要な資料が収集できるよう、ホームページに掲載する情報を充実させる必要があります。

また、収集した人権に関する情報は、積極的にホームページに掲載するとともに、ホームページの更新頻度を上げて、常に新しい情報を掲載しておくことが必要です。

(6) 人権相談機能の充実

ア 総合相談窓口としての役割

法務局や児童相談所、女性相談センター、警察等の救済機関や専門相談機関、市町人権相談窓口、民間団体とネットワークを構築し、常時情報交換を図り、専門的な相談については速やかに適切な相談機関を紹介する等、人権啓発センターは人権に関する総合相談窓口としての性格を明確にして、人権に関わるさまざまな相談機関を横につなぐ役割を果たすことが望まれます。

また、ホームページ上に救済機関や専門相談機関、市町人権相談窓口の

一覧を掲載し、ホームページのリンクを貼っておくことも必要です。

イ 人権相談態勢の充実

人権啓発センター職員は、静岡県電話相談機関連絡協議会や他の人権に関する団体、行政等が開催する研修会に積極的に参加して、多様化する相談内容に対応できる知識や能力（ケースワーク能力、カウンセリング能力等）を養う必要があります。

また、人権啓発センターに来所した相談者が安心して相談できるようにするため、プライバシーが守られる相談室を整備する必要があります。

(7) 人権救済機関への取次ぎ

人権相談のうち救済が必要な事案については、人権啓発センターが法務局や児童相談所、警察等の救済機関に取り次ぐようにすることが必要です。

そのためには、県内に存在する救済活動を行っている機関や団体の活動状況等を調査し、そこのネットワークを構築したうえで、相談事案を取り次ぐことが必要です。

4 運営の工夫—具体的な工夫策—

(1) 人権会議への報告、意見の反映

人権啓発センター事業の実施状況を人権会議に毎年度報告し、そこで出された意見を人権啓発センター実施事業等に反映させることが必要です。

(2) 県民意見の反映

人権啓発センターの運営に県民が参加しているという気運づくりを進めるため、人権啓発センター内やホームページ上に目安箱のようなものを設置して、県民、企業、団体等からの意見が、人権啓発センター実施事業等に反映されるシステムを構築することが望まれます。

(3) 人権啓発センターの積極的なPR

リニューアルを機にマスメディア等を活用した人権啓発センターの大々的なPRを行うとともに、あらゆる手段を利用して、日ごろから人権啓発センターの存在や実施事業を県民に訴えていくことが必要です。

また、人権啓発センターの活動が県民に身近なものとして感じられ、県民が気軽に集い、利用できる場として外部に開かれていることを、様々なイベント開催を通じてPRすることも必要です。

(4) 立地条件の活用

会館の玄関やエレベーターホール等に人権啓発センターの行事案内を掲示する等、人権に密接に関係する福祉関係者が多く来館する総合社会福祉会館の利用者が人権啓発センターの存在を知り、立ち寄ってくれるような工夫をすることが必要です。

また、周辺に立地する学校の児童・生徒にビデオ上映会に参加してもらったり、人権教育を人権啓発センターで実施してもらえるように、学校に働きかけることが望まれます。

5 その他ー将来的な検討課題ー

(1) 人権教育との連携強化体制の検討

啓発と教育は連携して推進することによって相乗的な効果が期待できるものであり、また、啓発と社会教育はその対象が重なることも多いので、教育委員会で実施している人権教育（学校教育、社会教育、家庭教育）との連携をさらに一層密にするとともに、将来的には、啓発と教育をひとつの組織で実施できる体制を検討することが望まれます。

(2) 人権救済制度の検討

人権啓発センターが人権に関する総合相談窓口として第一次的に相談を受け付け、救済が必要と思われる事案については専門の救済機関に取り次ぐ役割を果たすことも重要ですが、将来的には、人権啓発センターにおいても救済措置が取れるような制度や体制（例えば、人権オンブズパーソンのような組織）を検討することが望まれます。

おわりに

当人権会議は、静岡県人権啓発センターが開設された年度と同じ平成9年度に発足し、以来、県民全体の人権意識の高揚を目指して、「ふじのくに人権宣言」の発表や県民にメッセージを発信する等、県の人権啓発事業に協力するとともに人権施策への提言を行い、今日に至っております。

人権啓発センターに関しては、平成14年に県民が気軽に訪れることができるよう県庁外への移転を提言し、現在の静岡県総合社会福祉会館への移転が実現しましたが、最近の人権問題の発生を鑑みると、更に機能の充実が求められているものと思われまます。

人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進し、県民一人ひとりに人権尊重の意識がはぐくまれた温もりあふれる社会を実現するためには、ここに提言した人権啓発センターの機能の充実が必要であることを改めて強調するとともに、県におかれては、最大限の努力をされて今回の提言を実現し、県民から信頼され、広く県民に開かれた人権啓発センターとして、文字どおりのリニューアル・オープンとなるよう期待しています。

静岡県人権会議	会 長	根本 猛 (静岡大学法科大学院教授)
	副会長	斎藤 安彦 (弁護士)
	委 員	青野 全宏 ((福)ピロス理事)
	委 員	小栗 榮子 (静岡県民共済生活協同組合理事・福祉事業本部事業部長)
	委 員	金 両基 (評論家)
	委 員	杉山佳代子 (人権擁護委員)
	委 員	角替 弘志 (常葉学園大学副学長)
	委 員	錦織 淑子 ((社)国際女性教育振興会前会長)
	委 員	西田ひろ子 (静岡県立大学国際関係学部教授)
	委 員	橋本 裕子 (弁護士)
	委 員	長谷川知子 (いでんサポート・コンサルテーションオフィス代表)
	委 員	原田 誠治 (静岡新聞社常務取締役)
	委 員	三谷美貴子 (静岡県精神保健福祉士協会副会長)
	委 員	茗荷 完二 (静岡県人権・地域改善推進会会長代行)

(平成19年11月逝去)

委 員 山川 忠洋 ((福)富士旭出学園理事長)

(委員は五十音順)